○経済産業省・環境省・国土交通省告示第十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・環境省・国土交通省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十五年十二月五日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―270	ユニック　ＣＤ007	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目３番６号

○経済産業省・環境省・国土交通省告示第十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・環境省・国土交通省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十五年十二月二十六日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―225	イワフジ　Ｕ―４　ＳＢＧ	イワフジ工業株式会社	岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西５番地１

○国土交通省告示第二百号

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第六号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二章中「安全規則第９条の４」を「安全規則第９条の５」に改める。

附　則

この告示は、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川由良川水系由良川水防災対策事業（公庄地区・京都府福知山市大江町蓼原小字新割地内から同市大江町公庄小字六日口地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　京都府福知山市大江町蓼原小字新割、小字ユリ前、小字拾分物及び小字サイカセ並びに大江町公庄小字落谷前、小字新田、小字下嶋、小字中島、小字クルズ、小字行縄、小字志鰡、小字川尻、小字蛸田、小字横田、小字上蛸田、小字ヒノ口、小字ヒノ口ノ下、小字大町、小字家ノ下、小字大橋及び小字六日口地内

２　使用の部分　京都府福知山市大江町蓼原小字サイカセ並びに大江町公庄小字落谷前及び小字新田地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府福知山市大江町蓼原小字新割地内から同市大江町公庄小字六日口地内までの由良川左岸延長2.4㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川由良川水系由良川水防災対策事業（公庄地区）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川由良川水系由良川水防災対策事業（公庄地区）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川由良川水系由良川（以下「由良川」という。）は、京都府、滋賀県及び福井県との府県境に位置する三国岳を水源とし、支川高屋川、支川上林川等と合流しながら、福知山盆地を貫流し、支川土師川と合流し、日本海へ注ぐ幹川流路延長146㎞、流域面積1,880㎢に及ぶ河川である。

由良川は、その流域に福知山市の市街地などを擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は、年平均降雨量が2,000㎜に達し、上流部は河床が急勾配である一方、中流部及び下流部は緩勾配で河道断面積が不足していることなどから、上流部で降った雨が下流部に集まりやすい地形となっており、豪雨による洪水から、たびたび浸水被害が発生している。昭和28年９月には由良川流域で戦後最大規模の洪水に見舞われたほか、近年では平成16年10月の洪水により、死者５名、床上浸水家屋1,251戸、床下浸水家屋418戸の甚大な被害が発生している。

由良川水系の治水対策は、平成11年12月に由良川水系河川整備基本方針が、平成25年６月に由良川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定（変更）され、整備計画に基づき、昭和28年９月の戦後最大規模の洪水に対応し、主要地点である天津上における目標流量5,800㎥／秒（以下「本件目標流量」という。）を流下させることなどを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、輪中堤により住家を水害から防御し、本件目標流量を安全に流下させるために計画された水防災対策事業であり、本件事業の完成により、既に完成している輪中堤の他の区間等と一体となって本件目標流量を安全に流下させることにより、流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。